

重要事項説明書

本重要事項説明は、下記物件の『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する申請に先立って、あらかじめ同契約の重要部分に関する内容及びその履行に関する事項を説明するものであり、最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。契約書記載時には必ず「契約書」及び「取扱要綱」の内容を熟読してください。

共同住宅所在地： 那覇市

共同住宅名称： _____

1 各戸検針契約の適用範囲、条件について（出席者確認チェック）

- 建物全体を同一給水装置により直接給水、または同一受水槽以下の装置により給水を受けるものを対象とする一括適用とする。
- 子メーターのうち、住宅部分の個数割合が6割以上であること。
- 契約後、その内容に関して各戸使用者（居住者）に説明を行い周知させ、同意又は同意していると認められる状態にすること。
- 子メーター2次側の配管及び給水設備が各戸単位となっていること。

2 各戸検針契約の申請に必要な実印と印鑑証明書について（出席者確認チェック）

- 申請書類、契約書の所有者等欄には建築確認等に記載の名義人（法人を含む）、または建物登記名義人を記入し、その実印を押印すること。また、印鑑証明書は契約書提出の際に1部添付すること（新築の場合、印鑑証明書発行日の目安は建物完成の1～2ヶ月前）。

3 現場検査について（出席者確認チェック）

- 現場検査では全戸の子メーターや共用栓を閉栓するため（消火栓等除く）、入居開始の1週間前までに完了すること。検査日までの臨時用料金は納付書ではなく上下水道局の窓口一括清算となる。
- 検査後は水道が数日使用出来なくなるので建築会社や不動産会社等へその旨あらかじめ伝え、日程調整をすること。

4 子メーターの設置、及び取替について（出席者確認チェック）

- 各戸の屋外に各戸ごと、上下水道事業管理者（以下管理者）が認める場所に設置すること。
- 計量法規定の検定有効期限（8年）を遵守し、期限内の修理（取替）または故障や不鮮明が生じた際の修理（取替）を管理者が行うことについて協力すること。

5 差水量の超過請求について（出席者確認チェック）

- 所有者等の責に帰すべき理由により、親メーターと子メーターの指示水量の合計に10%超過の差水量が生じたときは、当該差水量に従量料金を適用し所有者等が負担すること。

6 オートロック等の開錠方法提供について（出席者確認チェック）

- 上下水道局による検針、開閉栓作業等の業務を円滑にするため、オートロックまたは施錠等を行う場合は、事前に上下水道局へ暗証番号の提供、もしくは開錠用の鍵を2本以上預けなければならない。
- また、変更があるときも速やかにこれらの届出を行うこと。

7 水道料金等の算定について（出席者確認チェック）

- 管理者は、隔月の定例日に各戸の子メーターにより検針し、その指示水量により水道料金等を算定し、原則として毎月これを各戸使用者（居住者）から徴収するものとする。
- 水道料金の算定は、原則那覇市水道給水条例第23条の一般用口径別料金を準用する。

8 水道料金等の支払い方法について（出席者確認チェック）

- 原則として口座振替により徴収する。ただし、特に管理者が認める場合においては指定する納付書により徴収することができるものとする。

9 水道料金等滞納に対する措置（出席者確認チェック）

- 水道料金等の未納が生じたときは、管理者は当該各戸使用者（居住者）への給水を停止することができるものとする。

10 貯水槽清掃について（直結・増圧給水を除く）（出席者確認チェック）

- 貯水槽清掃を年1回以上行い、その実施について届け出及び水道料金を精算すること。

11 契約者の変更について（出席者確認チェック）

- 所有者等に変更があり、かつ、変更後も各戸検針制度の継続を希望する場合は、変更前と変更後の所有者等は共に協力して、管理者の指定する様式により届け出、再契約をすること。

12 契約解除について（出席者確認チェック）

- 既に締結済みの各戸検針契約を解除する場合は、所有者等は事前に契約解除申請を申し出て、覚書を締結すること。なお、解除の際は各戸の未納料金を一括清算すること。※管理者に無償譲渡した子メーターは返却しない。

（説明を行った担当者） 料金サービス課 お客様センター _____ 印

上記の担当者から各戸検針契約の重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。また、私が委任を受けた代理人の場合、本説明を所有者等へ伝達することを誓約します。

（説明を受けた出席者）

氏 名 _____ 印 _____ 年 月 日